

○茨城県立医療大学副学長選考規程

〔平成7年4月6日  
医療大訓第19号〕

改正 平成16年3月17日

改正 平成16年7月21日

改正 平成28年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条第1項並びに茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第9条第10項の規定により、茨城県立医療大学副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定める。

(選考の機関)

第2条 副学長候補者の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員になったとき。

2 副学長の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了日の日の30日前までに、同項第2号及び第3号の場合はすみやかに行うものとする。

(副学長候補者の資格)

第4条 副学長候補者は、本学の専任教授又はその予定者（教授会の議を経た者に限る。）とし、人格が高潔で学識に優れ、本学の理念を深く理解するとともに教育行政に識見を有する者でなくてはならない。

(教授会の意見)

第5条 学長は、副学長候補者の選定に当たっては、教授会の意見を聞くことができる。

(知事への申し出)

第6条 学長は、第3条の規定により副学長候補者を選考した場合は、知事に申し出なければならない。

(任期)

第7条 副学長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の任期が終了するときは、副学長の任期も終了する。ただし、学長が任期満了前に辞任した場合又は欠員となった場合における副学長の任

期の終期は、新学長が就任するまでとする。

(規程の実施及び解釈)

第8条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、教授会の議を経て学長が定める。

(改正)

第9条 この規程は、教授会において、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

1 この規程は、平成7年4月2日から施行する。

2 この規程の施行に際し現に副学長の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。